

障がい者虐待について考える ～精神保健福祉法改正にあたり～

初春の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和6年4月の改正精神保健福祉法の施行を目前に控え、この課題を多角的かつ実践的に考えるため、多職種による標記研修を企画致しました。

以前より、障害福祉サービス事業所には、虐待防止委員会の設置や定期的な研修が義務付けられていますが、ここでさらに、同改正法により「医療機関における虐待防止の措置」と「虐待を発見した者から都道府県等への通報」が義務化されます。昨今、障がい者虐待がさかんに報道されているという実情も鑑み、権利擁護を重大なミッションとする私たち精神保健福祉士にとって大きな関心をもって学習すべき事項であります。

今回は、一般社団法人日本精神科看護協会 長野県支部との近年では初の合同研修として、また、当協会としては令和6年に入って初の研修開催となります。ご多忙の中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、多くの会員の皆様にご参加いただきたくご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年2月3日(土) 13:00～15:00 (開場・受付 12:30～)
2. 開催方法 対面開催
3. 会 場 長野県看護協会会館2階
〒390-0802 長野県松本市旭 2-11-34
※駐車場は会館西側駐車場をご利用ください
4. 内 容 【前半の部】
両協会パネリストによる講義 (演題調整中)
シンポジウム
【後半の部】
グループワーク (多職種による合同演習)
5. 対 象 長野県精神保健福祉士協会 会員
(受講者には日本精神科看護協会 長野県支部会員を含みます)
6. 主 催 一般社団法人日本精神科看護協会 長野県支部
長野県精神保健福祉士協会
7. 募集期限 令和6年1月31日(水)
8. 申込方法 ①申込フォーム(右QRコードを読み取りください)
②協会会員専用ホームページ
9. その他 会場指定の駐車場以外への駐車はお控えください。
もし、指定駐車場が満車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。
他団体との合同研修ですので、感染対策にもご配慮ください。



以上

【問い合わせ先】

長野県精神保健福祉士協会 教育部 佐藤園美
佐久大学 人間福祉学部
TEL:0267-68-6680(代) Mail:s-sato@saku.ac.jp
*できるだけメールでお願いします。